### 4月6日(水) マルダイ展示会セミナー

# これから地域工務店が取組むこと

昨今、多くの法律や制度の改正が聞こえてきておりますが、コロナ禍の影響もあり必要な情報を得る機会が限られております。 そこで本セミナーでは、社会資本整備審議会での答申書を基に特に重要なキーワードを中心に分かりやすくお話頂きます。

- 1) 省エネ基準義務・外皮性能上位等級への対応
- 2) 木造4号建築物縮小にともなう構造対応等
- 3) その他各種変更点

★資料では読み解きにくい点を青木様よりご解説いただきます。



講師プロフィール

株式会社青木工務店(神奈川県大和市) 代表取締役 青木 哲也氏 神奈川県出身 一級建築士、木造建築士、宅建士 (一社)JBN·全国工務店協会 理事 中大規模木造委員会 委員長 社会資本整備審議会 専門委員

## 会場での開催に加えオンラインでも配信致します!!

日時 <u>4月6日(水)</u> <u>10:30~12:00</u> 場所 ふじさんメッセ会議室

お申し込みは下記URL又はQRコードから

<u>https://forms.gle/MambWrSS42F1AFdr8</u>
(マルダイHPにもリンクが貼ってあります)



# ☆会場参加ご希望の方はFAXでもお申込み頂けます

FAX: 0545-35-3569 場所: ふじさんメッセ(富士市柳島189-8)

会社名 (人数)	( 人)	担当営業	
-------------	------	------	--

### 社会資本整備審議会とは

国土交通大臣の諮問に応じて、不動産業、 住宅、建築、官公庁施設などに関する重要 事項を調査審議し、関係行政機関(国土交 通大臣など)に意見をのべることなどを目 的に設置された審議会。

今後の建築業界全 体に大きな影響を 与える審議会です。





範囲縮小が本格的に 議論されています。 省エネ基準の義務化 も含め確認申請時の 書類が増えるため対 応が求められます。

### 4号特例とは

2階建て以下・延べ面積500m2以下・高さ 13m以下・軒の高さ9m以下の木造建物で、 建築士が設計したものであれば、建築基 準法6条の4第3号によって、建築確認の審 査を省略することができる特例措置。

### 今後の省エネ政策は?

2021年度 (現在)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	202
小:説明義務 中:届出義務 大:届出義務	支援措置における省エネ基準適合要件化 (補助) (融資) (税)			省エネ基準適合義務化	
	(1819))	(MAQ)	(176)		

誘導基準をZEHレヘール(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ

低炭素建築物、長期優良住宅の認定基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ 住宅性能表示制度においてZEHレベル以上の多段階の等級を設定(断熱等級&一次エネルギー消費量等級

(脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップより抜粋)

2030年度 (中期)

遅くとも2030年までに義務 基準をZEHレヘ・ル(強化外皮 基準&BEI=0.8)に引上げ





新しい省エネ対策のロードマップによれば、2025年には義務化。2030年にはZEH相当の外皮基準が義務化となっています。

適切な施工と設備も含めた説明・提案が出きなければ大きなトラブルに繋がる可能性があります。